環境関係部課長会議　会議録

１　日　時　平成２８年７月２１日（木）　午後１時３０分
２　会　場　愛知県自治センター大会議室
３　当番市　愛西市
４　出席者　県　環境部自然環境課　主幹　伊藤　暢浩
　　環境部資源循環推進課一般廃棄物Ｇ　主任主査　新宅　茂一
　　市　名古屋市環境局環境企画部環境活動推進課長　早川　雅夫
　　始め４２名
　　市長会事務局　行政係長　西本　康一　始め３名
５　内　容
　開　　会　市長会事務局　財政係長　神谷　直子
　あいさつ　環境部自然環境課　主幹　伊藤　暢浩
　議長選出　愛西市環境課長　大島　鉄夫
　議　　題

◆議題１　指定ごみ袋の販売方法について（あま市提出）
提案市より補足説明を受ける。
各市における対応について議長が指名し説明を求める。

津島市　たばこ組合（じんあい協力会）に委託販売を行っている。１５円で販売をし、たばこ組合から１６円で販売店へ、その後市民へ２０円という流れで委託をしている。差額の１円がたばこ組合の収入となる。配送はすべて委託先で行っているので、別に手数料は掛からない。ごみ袋の保管場所は市の倉庫とたばこ組合の倉庫２つに分けている。配送日は偶数月の第３火曜日と設定している。費用は年間約３８０万円。

碧南市　委託販売と直接販売で行っている。直接販売は市役所の窓口で行っている。委託販売は８０店ほどの販売店で行っている。委託の場合、販売店が環境課へＦＡＸで注文、その後、３日後以降に販売店が環境課へ取りに来る。その際に納付書を渡し支払いをお願いしている。保管場所は市役所。配送費は注文後取りに来てもらうので掛からない。費用としては無い。

刈谷市　販売方法としては小売指定店で行っている。注文から配送までの流れとしては、各小売指定店から卸売認定事業者へそして製造納品業者へ注文が入り、刈谷市へ注文確認が来る。代金は卸認定事業者が１ヶ月毎に刈谷市へ納入し、刈谷市は製造分を製造納品業者に納入。卸売販売価格は通常の商取引と同様卸認定事業者が自由に設定している。保管場所は製造納品業者が契約してい

る倉庫で保管をしている。配送日は随時で費用としては製造価格に含まれている。

安城市　販売方法は卸売業務の取扱店をしている。注文から手数料を含む配送の流れは市から卸売業務の取扱店（３社）へごみ袋製造価格で販売。その後製造業者から取扱店へ直接配送をしている。月単位でごみ袋代金を納付してもらっている。卸業務の取扱店から指定袋を販売する取扱店へごみ袋を配送し、そちらを卸価格で販売。卸価格については市から参考小売価格を設定している。保管場所は製造業者、卸業務の取扱店。配送日については卸業務の取扱店は指定店から受注した日から起算して３週間以内に配送をしている。

西尾市　販売方法は間接販売、ごみ袋購入業者を指名競争入札で決定。落札業者は落札価格と同額で認定の卸売店へ販売をする。販売店は市内の登録店へ卸販売をし、市内の登録店は市民へ販売をする。ごみ袋の保管場所は落札業者の管理倉庫。配送日の指定はなく卸売店の発注による。費用はごみ袋購入費用以外無し。

常滑市　販売方法は委託販売となっており、注文から発送までの流れは別紙のとおり。ごみ袋の保管場所は卸売業者にて保管しており、費用としては委託料として月１６万円を支払う。また配送日は卸売業者と取扱店で調整をしている。取扱店はごみ処理手数料を８％差し引いて市へ納付をしている。

江南市　商工会議所へ委託販売をしている。保管場所としては商工会の倉庫と市の倉庫で保管をしている。配送日としては特に指定はない。費用としては１梱包につき１００円プラス消費税となっている。

日進市　販売方法としては委託販売。委託先は農協で販売店がＦＡＸで注文し、農協が販売店へ配達、販売店は利益を差し引いた手数料を現金で農協に支払う。その後農協は各販売店から預かった代金を市に納入する。保管は農協の倉庫で行っており、発送日は各販売店から注文を受けた翌日に配達をしている。委託の費用としては在庫管理業務、受注業務、配達業務、これと併せて粗大ごみ処理券の取扱業務も委託をしている。本来であると販売店の利益である手数料は市から振り込む手法が原則となるが、件数も多くなり事務も煩雑となるということから農協を通じて市から各販売店に販売する段階で、予め手数料を差し引いて販売することで事務を簡略化している。

愛西市　商工会へ委託販売している。流れとしては、委託先である商工会からまとめて注文が入る。手数料は月に１度月末締めで納付をしている。配送は商工会が行う。保管場所は庁舎の車庫を一部改装して保管をしている。

清須市　希望する店舗との委託販売をしている。店舗から市へ数量の発注が入り、市から製造業者へ数量を依頼し製造業者が各販売店へ納品をする。取り扱

った数量に対する手数料の支払いは２カ月ごとで１件(３０枚セット)に対して３０．８６円支払っている。保管場所についてはごみ袋製造業者が保管している。配送については月曜から金曜までの午前中に連絡のあるものは午後に配達、午後の場合は翌日の午前に配達を行うシステムとなっている。費用についてはごみ袋製造費用に含まれている。またごみ袋と合わせて粗大ごみ処理券の取り扱いも委託業者にはお願いをしている。

弥富市　販売方法は委託販売で商工会へお願いをしている。毎月商工会から売捌き枚数を市へ報告してもらい、枚数に応じた代金を納めていただく。その後売捌き枚数の手数料を市から商工会に支払っている。ごみ袋の販売店へは商工会から利益を差し引いた金額で購入してもらっており、販売店が商工会の倉庫から購入枚数分を持っていく。保管場所は市の倉庫と商工会の倉庫で保管をしている。直接販売店が商工会へ購入する形をとっているので配送は無い。費用としては商工会とごみ袋販売店への手数料のみ。

提案市から質問

知立市へ　配達の直営とは職員が行うこということか。

日進市へ　配達業務１件当たりとは１箱ということでよろしいか。

知立市　店舗に直接職員（作業員）が届ける。

日進市　１箱（１包）。

提案市以外より質問

大府市　販売方法の中で有料化を行っている所もあると思うが、どの時点でごみ処理の有料化としての手数料をとられているのかお聞きしたい。ごみ袋を製造するだけであれば７円～１０円程で出来ると思われるが、その上にいわゆるごみ処理の手数料を上乗せしていると認識をしているが、最初からその値段でということか？７円８円で製造したものを１５円で売ればその分業者のもうけとなるが、私ども自治体にごみ処理の手数料公平化という中では、手数料上乗せしている自治体があると思われる。その上乗せがどこでされているのか。たとえば保管場所から出した時に上乗せしてお金を取るのか。常滑市のように販売店から納付するのか、製造されて卸売の時に上乗せしているのか。

知立市　条例で１３円としている中でごみ処理手数料も含めて販売しているので、どの店で購入しても金額は変わらない。

常滑市　ごみ袋大で言えば製造単価１０円程を５０円で販売しているので、卸売業者から取扱店へ渡るときは１０枚単位で５００円となり、取扱店から手数料８％を差し引いて納入してもらっている。

県　各市さまざまな販売方法があるが、環境省も一般廃棄物有料化の手引きで手数料徴収方法の中で、指定ごみ袋手数料に上乗せすることなどを取り上げているので引き続き検討いただければと思う。

◆議題２　ごみ出し支援制度について（新城市提出）
提案市より補足説明を受ける。
各市における対応について議長が指名し説明を求める。

岡崎市　岡崎市さわやか収集要綱に基づき支援を行っているが、年々増加する対象者に対して体制を維持するのが難しくなっている。
犬山市　シルバー人材センターが主体で実施をしている。福祉関係の各課と連携して支援をしているが、今後対応する余力がなくなっていくのではないかと懸念している。
東海市　地域の活動団体が実施をしている地域はあるが、すべての地域にはなく、またどの活動団体が支援を行っているのか把握していない。
大府市　シルバー人材センターが実施している。家事支援メニューの中に、ごみ出しが含まれている。課題としては利用時間が１時間単位であり、ごみ出しだけの利用には向かないこと、また近くにシルバー会員がいないと実施が難しい。

提案市から質問
シルバー人材センターが実施している場合、金銭的な補助は行っているのか。
犬山市　環境部局では行っていない。
大府市　同じく環境課では行っていない。

県　今後は利用者の増加に伴い、人員的にも金銭的にも必要で大変であると思われる。一律に決めるのは難しいが各市の事情を踏まえて対応を協議願いたい。

◆議題３　アカミミガメの引取りと処分について(豊田市提出)
提案市より補足説明を受ける。
実施市より補足説明を受ける。

日進市　使用できる冷凍庫を使い冷凍の上処分をしているが、十分な大きさのではないので、今後購入をしたいと考えている。
長久手市　同じく冷凍処分をしている。
未実施市ではあるが岡崎市が発言。

岡崎市　資料では予定していないとしているが、市民からの要望も多く、今後予定をしている。
名古屋市より発言。
名古屋市　市民からの引取り依頼に対しては行っておらず、今後も引取りの予定は無い。池などの限られた場所で市民参加の生物調査を行っているが、捕獲されたアカミミガメを戻すわけにもいけないので、冷凍安楽死し可燃ごみで処理している。但し焼却炉が低温であると、甲羅が燃え残って炉を傷めてしまう。参考としてアカミミガメ防除マニュアルをホームページで公開しているので、役立てていただければ良いと思う。

県　国としては以前から特定外来生物の指定を検討していた。しかし国内であまりにも多くペットとして買われているので指定を見送られた経緯があるが、最近は段階的に規制を考えているとの事。また毎年外来生物対策研修会を開催しており、市の役割は欠かせないので、研修会を通じて技術情報や支援を行い、連携しあっていきたいと考えている。

◆議題４　市街地において集団化する野鳥の対策について（岡崎市提出）
提案市より補足説明を受ける。
対策実施市の中から議長が指名して説明を求める。

豊橋市　現状は岡崎市と同じで対応に苦慮している。環境課としてはこれといった方策も無く、それぞれの施設管理者と話をしながら対応をしている。
豊川市　過去に電線などに止まっているムクドリに対して相談があり、中部電力やＮＴＴが相談に乗っていただけることを話した。現時点では特に対応はとってはいないが、必要に応じて有害鳥獣を担当する農務課と連携して対応したいと考えている。
津島市　都市公園にムクドリが集団化し、苦情が寄せられた事例があり、都市計画課で対応をしてもらった。住宅の近くの枝木を伐り払って遠ざける措置を取った。最近はマンションにハトが棲みつきフンをするといった苦情を受ける。管理組合や建物管理者に連絡し対応をお願いしているが、被害を受けている方にも防御対策をお願いしている。
安城市　これと行った対応策はない。道路管理者は街路樹の剪定を行っているが解決には至っていない状況である。ムクドリの電線に止まる糞害については電線を敷設した中部電力によって鳥が止まれないようにした事例がある。
犬山市　以前スズメが大量移動した際の対策として別紙の方法で対策をした。現在は強剪定を行い地元には納得していただいている。

稲沢市　サギの営巣地があり２千羽以上集まるが、近くに学校や保育園、また市営住宅があり、臭気や糞尿の苦情が寄せられている実情があった。その中で地元から相談を受けた日本野鳥の会が調査を行った。しかし駆除するわけにもいかないので、ある程度分散させるしか方法がないと思われるとの事。木々の伐採をするにも所有者の同意を得るに至っていない。
岩倉市　野鳥の集団化というよりは個別の集積所のカラスの被害が多い。防鳥ネットをかけるぐらいしか対策はないが、出す人のマナーの問題もあるので、カラス対策ガイドを作成、配布し周知を図っている。
日進市　過去駅前の樹木にムクドリが飛来し鳴き声や糞害で苦情を受けた。その時は樹木の伐採し鳥が苦手としている音をスピーカーで流したが、効果があったのは最初だけであった。その他として鳥の種類に応じた対策を竹林等の土地の所有者に依頼をしている。

県　各市の苦慮をしている現状を聞いて、野生鳥獣の市街地に対する対策は、生息域にならない様に餌を与えない、防鳥ネットを利用する、また樹木を伐採する対策などの地道なものしかないと感じている。被害が酷い場合は鳥獣法に基づく許可を得て捕獲していくことになる。特にカラスなどは予察し被害があると想定されれば捕獲許可が下りることとしている。許可については各市に事務の手続きが下りているので、各地域の状況に応じて捕獲なども考えながら対策をしてもらえればと考えている。

◆議題５　ポイ捨て及び路上喫煙等の環境美化施策について（岡崎市提出）
提案市より補足説明を受ける。
議長が指名し説明を求める。

名古屋市　条例違反者に対して過料を徴収しているが、過料は刑罰でなく強制処分が出来ないため、逃げ得になってしまう。巡回するパトロール職員を確保する必要があるが、県警のほうからＯＢ職員を嘱託員として採用し、過去には１６名でパトロールをお願いしていたが、今後過料徴収の実績を踏まえ人数を絞りつつ地域、時間などより効率的に行うかが課題となっている。また市外からの来訪者に対しての効果的な広報の仕方に頭を悩ませている。
豊橋市　環境美化施策として駅周辺の事業者に清掃業務を中心とした委託業務を行っており、定期的に巡回をして清掃をしていただいている。また安全面における路上喫煙禁止対策として条例の中で路上喫煙の禁止、あるいはポイ捨ての禁止等を定めており、安全生活課で警察のＯＢの方を嘱託員として採用して路上喫煙禁止地区等の巡回をしてもらい、併せて指導啓発を行ってもらって

いる。条例も罰則規定の中で過料を徴収することができるとしているが、過料徴収の実績はない。課題としては駅前に喫煙場所を設けているが、その場所からの副流煙の苦情があるので喫煙場所の撤去も考えている。

豊川市　ポイ捨ては本市条例に基づき罰則、過料処分を設けている。嘱託員４名による巡視をしている。路上喫煙に関しては条例による規制をしていない。

安城市　昨年度安城市さわやかマナーまちづくり条例を制定し、ポイ捨てや路上喫煙の禁止等を重点事項と位置づけしている。また路上喫煙禁止区域を新たに設定した。過料はなく基本的にお願いとなっている。

提案市から質問

名古屋市へ　１６名の嘱託員を採用していたとの事だが、費用対効果はどのくらいか。

名古屋市　金額的なこともあり、最大時は１６名であったが一昨年から１２名に減らして行っている。その中でも状況が改善するよう場所や時間帯を考慮し巡回をしてもらっている。

大府市より質問　電子加熱式たばこの規制についての考えは。

名古屋市　過料処分の対象にはなっていないが、巡回中に発見すれば注意をする形をとっている。

一宮市　メーカーから相談があったが、禁止区域では一般のたばこと同様に扱うと回答をした。

東海市より質問　路上喫煙禁止区域を設けている場合、その近隣に喫煙場所を設けているのか。またそういった表示があるのか。

豊橋市　駅前地区が禁止区域であるが、一角に喫煙場所を設けて表示もしている。

一宮市　駅前周辺が禁止区域であるが指定喫煙場所を設けている。禁止区域の店舗内については、規制はしていない。

稲沢市　市として喫煙場所は設けていなく予定もない。

県　県では５月３０日から６月５日までをごみ散乱防止キャンペーンとし各市においては毎年ご尽力いただいておりこの場を借りてお礼を申し上げたい。路上喫煙はポイ捨ても含めてよろしく対応をお願いしたい。

◆議題６　一般廃棄物処理計画におけるごみ減量目標の考え方について
（日進市提出）

提案市より補足説明を受ける。

時間の都合上、提案市より質問
岩倉市へ　１日１人あたりのごみの量は資源を除いた量であるか。
岩倉市　資源を除いた量と捉えている。

提案市より　ごみの量を、資源を除いた量と考えれば目標量が非現実ではない数値であるので、この部分の捉え方を確認したかった。

県　国の基本方針を踏まえ地域の実情に応じて積極的な検討をお願いしたい。環境省の平成２７年１１月２０日報道発表のウェブページで目標数値の考え方などが載っているので紹介させていただく。県も平成２９年度廃棄物処理計画について検討しているが、前回同様市町村に意見を伺う予定なので、対応をよろしくお願いしたい。

６　そ の 他　特になし

７　次年度当番市の決定　市制施行順により清須市に決定

８　閉　　会　事務局　神谷財政係長